

# 岐阜県公報

## 目 次

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ  
一

号 外 (一) 令 和 元 年 五 月 二 十 一 日

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項の表第十四号の業務の項中「皇后」の下に「上皇、上皇后」を加え、「文仁親王」を「皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年五月一日から適用する。

令和元年五月二十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社